

電子契約サービス利用条件同意書

オリエンタル白石株式会社 御中

貴社（以下「甲」といいます。）との取引に、甲が提供する電子契約サービス（サービス名：CONTRACTHUB@absonne、サービス提供会社：日鉄ソリューションズ株式会社）を利用することに関して、当社（以下「乙」といいます。）は電子契約サービス利用条件同意書の <利用条件 A> 及び <利用条件 B> に定める内容を確認し、遵守することに同意します。

同意書提出日：_____年 月 日

(西暦年月日を記載下さい)

同意書提出者：

住 所

会社名

代表者名 _____ 印

貴社との取引に使用する 取引先コード	A					
-----------------------	---	--	--	--	--	--

(頭が A から始まる下コード数値 5 桁を記載下さい)

当社の法人番号 (13 桁)												
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、
国税庁より指定された【法人番号】13 桁を記載下さい)

<利用条件 A>

第1条（基本条件）

1. 本サービスは、契約の締結、契約関連文書の管理、保管に関わる業務の電子化を目的としたサービスであり、内容は甲所定のドキュメント又は Web ページに定めるとおりとします。
2. 乙による本サービスの利用期間は、甲が指定する期間とします。
3. 本サービスの利用可能時間は甲が指定する時間帯とします。
4. 乙が本サービスの利用に関して問い合わせをする場合は、甲所定の連絡先・窓口に対して行うものとします。
5. 乙は、甲所定のドキュメント又は Web ページに定める利用環境のもとで本サービスを利用するものとします。また、乙は、インターネット接続及び利用環境について、善良なる管理者の注意をもって情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないように管理するものとします。
6. 乙は、本サービスに障害が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとします。

第2条（ID 及びパスワード）

1. 乙は、ID 及び初期パスワードを配布された場合、以下のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 乙は初期パスワードの配布後、速やかに初期パスワードを変更し、変更後より本サービスの利用を開始するものとします。また、乙はパスワードを定期的に変更するものとします。
 - (2) 乙は、ID 及びパスワードを第三者に開示しないものとします。
 - (3) 乙は、ID 又はパスワードが盗用され又は盗用のおそれがあることを知った場合には、直ちに甲にその旨を通知するとともに、甲（その委託を受けた者を含む、以下同じ）からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第3条（電子署名）

1. 乙は、電子署名を行う場合は、別紙記載の電子証明書が信頼できるものと認め、当該電子証明書を利用して電子署名を行います。
2. 乙は、前項に定める以外の電子証明書を乙が利用する場合、当該利用に基づいて生じた事象について、甲に故意又は過失がある場合を除き、甲が何らの責任も負わないことに同意します。
3. 乙は、前項の電子証明書を利用して行った電子署名による意思表示の効果が、乙に帰属することを確認します。
4. 乙は、電子証明書の秘密鍵及び暗証番号を、自己の責任において管理するものとし、暗証番号を第三者に知られないように厳重に管理するものとします。なお、乙が第三者に漏洩したことにより、甲又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償します。

第4条（サービスの一時停止・中止）

1. 甲は、次に掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 電子証明書の認証局及びタイムスタンプの発行局がサービスを停止したとき
 - (2) 天災、戦争・反乱・妨害行為、世界的流行病、甲の責によらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止、法規制の変更、本サービスで使用される第三者のソフトウェアについて使用許諾条件の変更その他当該第三者のソフトウェアに起因する事由等、甲が制御できない事由があるとき
 - (3) 甲が、本サービスの運用上、本サービスの提供を停止するやむを得ない事情があると合理的に判

断したとき

2. 甲は、次に掲げる事由が生じたときは、乙に対する本サービスの提供を終了し、乙に本サービスを使用させないことができます。
 - (1) 乙が、違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で、本サービスを利用し、又は利用するおそれがあるとき
 - (2) 乙が、本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 乙が、前二号のほか第三者に不利益若しくは損害を与える行為又は損害を与えるおそれがある行為をしたとき
 - (4) 乙の故意又は過失により、第2条（ID及びパスワード）の規定に違反する等して、第三者が本サービスを利用したとき
 - (5) その他、乙が甲に対する債務の履行を怠ったとき（怠るおそれがあることが明らかであるときを含みます。）

第5条（書面の利用等）

乙は、本サービスが利用できない場合並びにそのおそれのある場合、又は、止むを得ない事情がある場合には、甲と書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続きができることを確認します。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

第7条（サービス利用終了時の登録データの扱い）

乙は、本サービスの利用を終了する場合、終了日までに、登録した全ての文書のデータ（文書データ）及び属性のデータ（属性データ）（以下併せて「登録データ」といいます。）をダウンロードするものとし、本サービスの利用終了日翌日以降に甲が登録データを抹消することに異議を述べないものとします。

第8条（責任）

1. 本サービスに関して乙が損害を被った場合、乙は、甲に責めに帰すべき事由がある場合に限り甲に対して賠償を請求できるものとします。
2. 本サービスの提供元である日鉄ソリューションズ株式会社（以下「丙」といいます。）は乙に対し直接には何らの責任も負わないものとします。乙は、本サービスの利用に関するすべての要求を甲に対して行うものとします。
3. 乙は、乙による本サービスの利用に関して第三者に与えた損害については、甲及び丙が当該第三者に対して責任を負わないことを確認します。

第9条（法令等の遵守）

乙は、本サービスの利用及び本サービスを利用して行う自己の業務に関して適用される業法、輸出規制等を含む全ての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含みます。）を自らの責任で遵守するものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、以下の各号を保証します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役職員が、本サービスに関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
 - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
 - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。
2. 乙が前項に違反した場合、甲は乙による本サービスの利用を直ちに終了できるものとします。本項に基づく終了により乙に損害が発生した場合であっても、甲は当該損害を賠償する責を負わないものとします。

以 上

別紙：電子証明書

番号	電子証明書
1	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) JCAN 証明書
2	株式会社帝国データバンク 電子認証サービス Class2

<利用条件 B>

第 1 条（電子帳簿保存法対応）

乙は、本サービスを国税関係帳簿書類の作成又は保存に利用する場合、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（平成 10 年法律第 25 号、以下「電子帳簿保存法」といいます。）に従い、以下の事項を理解、確認するものとします。

- (1) 本サービスの利用にあたり、登録した文書データの物理的な削除が本サービスの仕様として禁止されていること。文書データの訂正及び削除を行った場合、旧文書は全て改訂前文書として保存され、検索・閲覧・出力ができること。
- (2) 本サービスを用いて電子帳簿保存法第 2 条第 1 項第 6 号に定める電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引）を行う場合、登録データに、その文書種別に応じて、取引年月日、その他日付、取引金額、その他国税関係書類の区分に応じた主要な記録項目を検索属性として設定する必要があること。
- (3) 本サービスの利用にあたり、甲所定の利用環境のほか、電子帳簿保存法等の定めに従い、操作マニュアル及びシステム概要書を利用場所に備える必要があること。本サービスの操作マニュアル及びシステム概要書は、甲所定 Web ページで提供されていること。

第 2 条（下請法に係る書面等の電磁的交付に関する承諾）

乙は、甲との取引において、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号、以下「下請法」という。）第 2 条第 8 項に定める「下請事業者」に乙が該当する場合、以下の事項を確認し、同法第 3 条第 1 項の規定による書面の交付に代えて電磁的記録の提供をうけることを承諾します。

- (1) 本サービスが、甲所定の Web ページ上の契約関連文書を閲覧・ダウンロードする機能を有し、「下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則」（平成 15 年公正取引委員会規則第 7 号）第 2 条第 1 項第 1 号ロに定める方法に該当すること。
- (2) ファイルへの記録の方式として、以下のファイルフォーマット又はソフトウェアが用いられること。
PDF 又は Microsoft Office Word/Excel/PowerPoint 等
- (3) 本サービスの利用料を甲が定める場合は、同意のうえ所定の金額を支払うこと。
- (4) 本サービスを利用するための電子情報機器、ソフトウェア及びインターネット接続環境（PC、ブラウザ、インターネット回線など）にかかる費用を自己の責任において負担すること。

第 3 条（建設請負契約に係る情報通信技術の利用に関する事前の承諾）

乙は、甲との取引において、建設工事の請負契約を締結する場合、以下の事項を確認し、建設業法第 19 条第 3 項に基づき、書面交付に代えて、本サービスを利用することを承諾します。

- (1) 本サービスが、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ロに定める方法に該当すること。
- (2) ファイルへの記録の方式が、甲又は乙が、本サービスのサーバーにインターネット回線を経由して、契約文書ファイルを PDF 形式のファイルフォーマットで登録し、その相手方がダウンロードする方式であること。

以 上